

## 国家戦略特区の主な特定事業

No.	特定事業名	特定事業の概要
1	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。
2	国家戦略建築物整備事業	特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要（用途緩和のワンストップ）
3	国家戦略住宅整備事業	グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲で、都市計画で定めた容積率を緩和。
4	国家戦略道路占用事業	国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外。
5	農業法人経営多角化等促進事業	農業生産法人の6次産業化を推進する観点から、国家戦略特区内で農業及び関連事業（加工・販売等）を行う法人は、農作業に従事する役員が1人いれば、農業生産法人と同様の取り扱いとする。
6	農地等効率的利用促進事業	農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能とする。
7	国家戦略土地区画整理事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、土地区画整理事業の認可をワンストップ化。
8	国家戦略都市計画建築物等整備事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、都市計画の決定又は変更をワンストップ化。
9	国家戦略開発事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、開発行為の許可をワンストップ化。
10	国家戦略都市計画施設整備事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、都市計画事業の認可又は承認をワンストップ化。
11	国家戦略市街地再開発事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、市街地再開発事業の認可をワンストップ化。
12	国家戦略民間都市再生事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、民間都市再生計画の認可をワンストップ化。

13	歴史的建築物利用宿泊事業	地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、施設基準の適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロントなしで認める。
14	地域農畜産物利用促進事業	農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする。
15	国有林野の民間貸付・使用の拡大	国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。
16	農業者への信用保証制度の適用	農業について商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。
17	航空法高さ制限のエリア単位での承認の特例	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとする。
18	旅館業法の特例となる不動産について重要事項説明義務がないことの明確化	国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。